

公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している計 81 施設のうち、13 施設について指定管理期間が令和 4 年 3 月 31 日に満了します。

つきましては、次のとおり新たに指定管理者候補者となる団体を募集します。

1. 指定管理者候補者の募集方法について

- 公募する施設 1 施設
- 非公募とする施設 12 施設

※「指定管理者制度の運用に関する方針（平成 27 年 6 月策定）」に基づく非公募の判断基準

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設
- (2) 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設
- (3) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設
- (4) 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第 3 セクター（50%以上出資）が指定管理者となっている施設
- (5) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設

2. 指定管理期間について

5 年を基本とします。ただし、「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設は 2 年を基本とし、見直しの方針に沿った取組を進めていきます。

※個別の事情により期間を変更することがあります。

3. 公募する施設（1 施設）（指定管理期間 5 年）

No	施 設 名	施設担当課
1	道の駅キララ多伎	観光課

4. 非公募とする施設（12 施設）

(1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設（11 施設）【判断基準(1)】

①-1 民間譲渡の対象施設（指定管理期間：2 年）

No	施 設 名	施設担当課	現在の指定管理者
2	タラソテラピー施設	観光課	株多伎振興
3	ひかわ美人の湯	観光課	株MILまね

①-2 民間譲渡の対象施設（指定管理期間：1年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
4	平成温泉	健康増進課	NPO法人川と湖いきいき神西
5	見晴らしの丘公園	観光課	㈱多伎振興

※両施設とも、令和4年度末の民間譲渡に向けて取組む。平成温泉については、今後の取組の状況によって指定管理期間を2年に変更することがある。

②-1 廃止又は使用中止の対象施設（指定管理期間：2年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
6	佐田スポーツセンター	文化スポーツ課	NPO法人スサノオの風
7	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」		
8	スサノオホール		

※佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」とスサノオホールは、廃止対象の佐田スポーツセンターと一体的な指定管理とし、一括で募集する。

②-2 廃止又は使用中止の対象施設（指定管理期間：3年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
9	平田体育館	文化スポーツ課	NPO法人ひらたスポーツ・文化振興機構
10	斐川第2体育館	文化スポーツ課	NPO法人斐川体育協会

※両施設は、新体育館の供用開始後5年以内に廃止する方針である。今回、指定管理期間を新体育館竣工予定年度(令和6年度)までの3年間とし、その後の取扱い等について検討する。

③ その他の見直し施設【いりすの丘公園関連施設】（指定管理期間：2年）

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
11	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房A棟)	観光課	ひかわ食品加工㈱
12	斐川農畜産物等加工体験販売施設 (農畜産物加工房B棟)	観光課	㈱MILまね

(2) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設(1施設)【判断基準(3)】
(指定管理期間5年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
13	出雲市大社水産物荷捌所	水産振興課	漁業協同組合JFLしまね

5. 今後のスケジュール

	公募施設 1 施設 (道の駅キララ多伎)	非公募施設 1 施設 (出雲市大社水産物荷捌所)	非公募施設 1 1 施設 (見直し対象施設)
5月			
6月	申請期間 (6月1日～7月12日)		
7月			
8月	指定管理者候補者選定委員会		
9月	9月議会 議案提出	申請期間 (9月初旬～10月上旬)	
10月			
11月		指定管理者候補者選定委員会	
12月		12月議会 議案提出	申請期間 (12月初旬～1月中旬)
1月			
2月			指定管理者候補者選定委員会
3月			3月議会 議案提出